

地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業 (第3回助成対象事業)の募集案内

公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）では、県内の中小企業者等が販路開拓のために展示会に出展する事業を支援するため、地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業（以下「展示会チャレンジ事業」という。）の助成対象事業を募集します。

1 募集対象者

募集対象者は、次のいずれかに該当する者です。

(1) 大分県内で主たる事業を営む中小企業者

中小企業地域資源活用促進法に定める、次のa～1に示す中小企業者

- a. 資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数のいずれかが下表の要件を満たす会社及び個人

業種	資本の額又は出資の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

b. 企業組合

c. 協業組合

d. 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会

e. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

f. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

g. 森林組合及び森林組合連合会

h. 商工組合連合会

i. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

j. 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)

k. 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会

(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)

1. 鉱工業技術研究組合

(ただし、構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限りませう。)

(2) 大分県内で創業を希望する者

(3) 大分県内に事業所を有する有限責任事業組合、特定非営利活動法人

(4) (1)～(3)に該当する中小企業者等が中心となって県内外企業等と組成されるグループ、大学・試験研究機関等と共同で組成される産学官連携グループ

(5) (1)～(4)の中小企業者等に対する支援を行う県内の特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会等（以下「支援機関」という。)

2 募集対象事業

募集対象事業は、中小企業者等が行う事業で次の要件を満たす事業です。

- (1) 別紙1・2の地域資源を活用した商品を展示会に出展を行うこと。
ア 中小企業地域資源活用促進法に基づき県が地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想により指定した資源（別紙1）
イ 県が別に定めた地域資源（別紙2）
- (2) 事業を実施することで将来的に県内外、海外などへの販路拡大が見込まれること
- (3) 国が主催又は助成している展示会、新商品開発スタートアップ事業で行う求評会及び展示会、申請者が主催する展示会及び申請を含む異業種、農商工連携等3者以上の中小企業者等が連携（以下「連携体」という。）して主催等する展示会等以外の事業
- (4) 展示会チャレンジ事業の事業期間中である者は申請をすることはできません。
- (5) 展示会場で小売することを目的とした展示会は、対象としません。

3 事業期間 交付決定の日から1年以内。

4 助成限度額 1,000,000円

5 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりです。

なお、助成金支払前に検査を行い、証拠書類により確認できる経費のみが助成対象となります。また、「おおいた地域資源活性化基金交付要領」に基づく交付決定の前に執行した経費については対象となりません。

経費区分	内 容		助成率
	補助対象経費の説明		
(1)旅費	職員旅費 展示会出展に伴う2名を上限とする職員に支払われる旅費		助成対象経費 の1/2以内
(2)庁費	印刷費、通信運搬費		
(3)会場借上料	展示会出展ブース代、会場附帯設備レンタル料ブース装飾材料費等		
(4)外注費	装飾料	展示会の出展に伴う装飾制作費	
	翻訳委託料	展示会の出展に伴う商品カタログ等の翻訳経費	
	通訳委託料	展示会の出展に伴う会場内の通訳経費	
	広報関係費	展示会の出展に伴うパンフレット印刷経費等	
(5)雑役務費	事業補助者賃金、交通費等 展示会場内で必要な業務を補助するため臨時的に雇用するアルバイトの賃金、交通費として支払われる経費		

【留意事項】

- 助成対象事業者の社員の人件費、その場で売上げが発生する展示会等への出展、過度に高額な旅費・宿泊費については助成対象となりません。
- 連携体の構成員間での取引に係る経費については、助成対象となりません。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

6 募集期間

【受付開始】 平氏 27 年 10 月 1 日（木）

【受付締切】 平成 27 年 11 月 10 日（火） 17 時必着

※お問合せ時間は、8：30～17：15（土曜・日曜・祝日を除く。）

※提出する事業計画書、添付書類等に不備、不足がある場合、受付ができませんので、早目の応募をお願いします。

【個別相談会】 個別相談会を次のとおり開催します。原則予約が必要です。

開催日時 平成 27 年 10 月 10 日（土）

9：00～16：00（1社50分程度）

開催場所 大分第2ソフィアビル2階 ソフィアホールA
（大分市東春日町17番20号）

7 助成金総額 6,000,000円程度

8 スケジュール



9 応募方法

次の書類を作成の上、機構あて持参又は郵送してください。

(1) 提出書類

■地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業実施計画認定申請書（第1号様式）（以下「計画認定申請書」という。）

■事業計画書（第2号様式） ■収支予算書（第3号様式）

■誓約書（第4号様式） ■直近2期分の決算書（写し）又は確定申告書（写し）

■履歴事項全部証明書（法人のみ） ■その他機構が必要と認める書類

※計画認定申請書、事業計画書、収支予算書及び誓約書の各様式については、大分県産業創造機構ホームページからダウンロードできます。

（ホームページ <http://www.columbus.or.jp/>）

【留意事項】

- ・事業計画書（第2号様式）の「2 事業推進の概要」の（1）～（6）の各項目毎の記載は2頁程度までとしてください。
- ・事業計画書（第2号様式）の「6 事業に要する経費」の様式は、ワード版とエクセル版がありますので、作成しやすい方を使用してください。

(2) お問合せ・提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構 地域産業育成課
〒870-0037 大分市東春日町17番20号
ソフトパークセンタービル内
TEL：097-537-2424
FAX：097-534-4320
E-mail：y-shuto@columubus.or.jp （担当：首藤）

(3) 注意事項

- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、あらかじめ法的な保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- 国及び地方公共団体等の補助事業、又は委託事業と重複する場合は、助成の対象外とする場合があります。
- 提出書類は返却しません。

10 審査方法

審査は、書類審査とします。

書類審査により、事業計画認定事業を決定します。

11 審査項目

審査は、次の3項目で行います。

(1) 必要性

出展商品の販路開拓の必要性が認められること

(2) 有効性

事業の目標・方法・規模が適正であること

事業の目的と効果に対して有効な展示会出展であること

(3) 遂行能力

展示会出展までの具体的な計画があること

申請事業が確実に実施できる体制（人的資源、組織、資金）を取られていること

12 事業計画の認定

事業計画の審査の結果、助成対象として適当と認める事業計画については、事業計画認定通知書（第1号様式の2）により通知します。

13 事業計画認定（助成内定）された場合の留意点

- 代表者又は実務担当者及び経理担当者は、認定事業者説明会に出席する必要があります。
- 経理書類、申請書類等の事務作業が相当量発生するので、実施体制を事前に整備してください。
- 助成金の交付を受けるには、別途「おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領」に基づく助成金交付申請手続きが必要となります。
- 助成金交付額は、予算の範囲内で減額されることがあります。

- 助成金の交付決定を受けた方は、申請者名・事業テーマ・事業計画の概要などを公表させていただきます。
- 助成事業終了後、決算情報、事業化状況等について、毎年報告（助成期間終了後5年間）する必要があります。
- 会計検査院の実施する会計実地検査の対象となります。